

正（赤字が訂正箇所）

別表 原子力規制委員会行政文書管理要領 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後						改正前					
別表第3（原子力規制法令） （1）核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）関係						別表第3（原子力規制法令） （1）核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）関係					
事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否	事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
127	(略)	(略)	(略)		(略)	183	(略)	(略)	(略)		(略)
133	(略)	(略)	(略)		(略)	189	(略)	(略)	(略)		(略)
148	保障措置室	原子炉等規制法第68条第1項の規定による立入検査（ <u>国際原子力機関（以下「IAEA」</u> という。）からの通告に基づくものに限る。）に関する事	主管課等の長		否	203	保障措置室	原子炉等規制法第68条第1項の規定による立入検査（ <u>IAEA</u> の通告に基づくものに限る。）に関する事	主管課等の長		否
199	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	試験炉規則第3条の8第4項第1号又は第2号の規定による定期事業者検査の時期変更の承認に関する事	長官		要	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

誤 (赤字が訂正箇所)

別表 原子力規制委員会行政文書管理要領 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後						改正前					
別表第3 (原子力規制法令) (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第166号) 関係						別表第3 (原子力規制法令) (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第166号) 関係					
事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否	事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
127	保障措置室	原子炉等規制法第61条の8の2第1項の規定による保障措置検査 (<u>国際原子力機関 (以下「IAEA」という。)</u> からの通告に基づくものに限る。) に関すること。	主管課等の長		否	183	保障措置室	原子炉等規制法第61条の8の2第1項の規定による保障措置検査 (<u>IAEAからの通告に基づくものに限る。</u>) に関すること。	主管課等の長		否
133	保障措置室	原子炉等規制法第61条の23の7第1項の規定による実施指示書の交付 (<u>IAEAの通告に基づくものに限る。</u>) 及び職員 <u>の指定に関すること。</u>	主管課等の長		否	189	保障措置室	原子炉等規制法第61条の23の7第1項の規定による実施指示書の交付 (<u>IAEAの通告に基づくものに限る。</u>) 及び職員 <u>の指定に関すること。</u>	主管課等の長		否
148	保障措置室	原子炉等規制法第68条第1項の規定による立入検査 (<u>IAEAからの通告に基づくものに限る。</u>) に関すること。	主管課等の長		否	203	保障措置室	原子炉等規制法第68条第1項の規定による立入検査 (<u>IAEAの通告に基づくものに限る。</u>) に関すること。	主管課等の長		否
199	部門 (部安全規制管理官に係るものに限る。)	試験炉規則第3条の8第4項第1号又は第2号の規定による定期事業者検査の時期変更の承認に関すること。	<u>原子力規制部長</u>		要	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)